

2. 事業概要

(1) 基本情報

<p>①事業の分野 ※該当する番号に○（複数可）</p>	<p>1.公有財産利活用 2.都市公園 3.観光施設 4.教育・文化関連施設 5.賃貸住宅・宿舍等 6.廃棄物処理施設・斎場 7.インフラ施設（既設ダム） 8.その他（ ）</p>
<p>②事業の種類 ※該当する番号に○（複数可）</p>	<p>1.新設 2.建替え 3.改修 4.維持管理・運営 5.その他（ ）</p>
<p>③想定する事業類型 ※該当する番号に○（複数可）</p>	<p>1.サービス購入型 2.収益型 3.混合型 4.その他（ ）</p>
<p>④想定する事業の手法 ※該当する番号に○（複数可） ※PFI事業方式（BTO、RO等）が具体的に決まっている場合、「1.PFI事業」の○内に記載ください。</p>	<p>1.PFI事業（BOO、BOT）方式 2.DBO方式 3.包括的民間委託 4.指定管理者制度 5.コンセッション 6.Park-PFI 7.土地の賃貸借 8.土地の売却・譲渡 9.建物の賃貸借 10.建物の売却・譲渡 11.その他</p>
<p>⑤事業内容 ※事業の内容を簡潔にご記入下さい</p>	<p>○北海道が管理する洪水調節機能を有する18ダムのうち、管理用電力が自給されていない11ダムを対象に管理用発電事業の実施を予定している。</p> <p>○事業のイメージは、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道は、管理ダムの電力供給を受けることを目的とし、管理用発電設備の整備を民間事業者へ委託。 ・民間事業者は、自らの資金と経営能力により、管理用発電設備を整備し、発電された電力からダム管理用電力を供給したのちに、余剰電力を売電。その売電収入より、投資費用、事業運営費（維持管理費、資金調達コスト等）を負担した上で利益を確保。 ・北海道は事業者へ、管理用発電設備の設置場所の提供、発電用の流水と落差の提供、発電関連施設の占用を許可。
<p>⑥現状及び課題</p>	<p>○対象11ダムは管理用電力が自給されておらず、ダム管理に必要な電気料金の負担が必要であるとともに、長期停電時にダムの確実な操作を行うための電源確保が必要と判断。</p> <p>○対象11ダムへの管理用発電事業導入にあたり、民間活力導入が不可能な施設の有無、導入のために必要な条件設定、民間事業者参画の見通しなどが課題となっている。</p>
<p>⑦前提条件 ※事業化にあたって事業者へ考慮してほしい事項等を簡潔にご記入ください</p>	<p>○民間事業者の収益確保と北海道の財政負担の軽減（ダム管理電気料金の削減など）の両立</p>

⑧事業スケジュール（予定）	<p>○令和4年度内 民間参入による公募要件の設定</p> <p>○令和5年度 民間参入可能なダムについて、公募や第三者委員会の意見を経て事業者を選定</p> <p>○発電設備運用開始等の期限 水車発電機メーカーの工場の稼働状況や関係資材や労務費の高騰など、工事工程や設備投資費用に直結する問題があるため、事業者の無理のない工程によって事業を進めていただく予定。</p>
---------------	---

（2）対象地

①所在地（交通情報含む）	<p>○有明ダム 苫前郡初山別村字有明地先</p> <p>○様似ダム 様似郡様似町字新富地先</p> <p>○矢別ダム 函館市紅葉山町地先</p> <p>○美唄ダム 美唄市東美唄町常盤台</p> <p>○栗山ダム 夕張郡栗山町本沢地先</p> <p>○浦河ダム 浦河郡浦河町字上向別地先</p> <p>○庶路ダム 白糠郡白糠町滝の上地先</p> <p>○西岡ダム 上川郡剣淵町ペオッペ原野地先</p> <p>○当別ダム 石狩郡当別町字青山十万坪地先</p> <p>○徳富ダム 樺戸郡新十津川町字トップ地先</p> <p>○厚幌ダム 勇払郡厚真町字幌内地先</p>
②敷地面積	対象ダムの施設規模は、添付資料参照
③土地利用上の制約	—
④所有者	北海道
⑤周辺施設等	森林地域／全施設
⑥対象地周辺の環境	森林地域／全施設
⑦その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	

■ 添付資料

- 対象施設の位置図
- 対象施設の概要（施設規模、正常流量、管理用電力実績等）
- 対象施設の図面（平面図、上下流面図、標準断面図）